

津山市立弥生小学校 生徒指導規定

要保存

令和7年4月1日
津山市立弥生小学校
生徒指導部

第一章 総則

- 第一条 (目的)
- 第二条 (定義)
- 第三条 (教職員の基本姿勢)

第二章 指導内容「学校生活」に関するきまり

- 第四条 (登下校)
- 第五条 (登校・遅刻・欠席・早退)
- 第六条 (標準服、身なり、持ち物等)
- 第七条 (いじめ)
- 第八条 (校内での遊び)
- 第九条 (その他)

第三章 指導内容「校外での生活」に関するきまり

- 第十条 (校外での生活)

第四章 生徒指導上の問題に対する指導

- 第十二条 (問題行動への対応、指導)

第五章 その他

- 第十三条 (本規定の周知)

第一章 総則

第一条（目的）

この規定は、本校の教育目標の達成のため、生徒指導について教職員並びに保護者の共通理解による効果的な実施を図る観点から必要な事項について定めるものである。

第二条（定義）

この規定で「生徒指導」とは、問題行動への対応だけではなく、児童一人ひとりの心を育て、それぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、将来、社会において自己実現ができるよう指導・援助することを指し、教育活動の全体を通じて行うものである。

第三条（教職員の基本姿勢）

生徒指導を進めるに当たっては、次の点を教職員の基本姿勢とする。

- 1 生徒指導は児童との「のぞましい人間関係」や「信頼関係」を基盤に行う。
- 2 すべての教職員が生徒指導の重要性を認識して行う。

第二章 指導内容「学校生活」に関するきまり

第四条（登下校）

学校への登下校は、社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。

- 1 通学班（登校班）での登校を原則とする。
- 2 通学班、集合・出発時刻、通学路については、地域の保護者がこれを定め、学校に知らせる。
- 3 歩道のマナーを守り、通学路を通って登下校する。
- 4 学校敷地内に登校後、忘れ物に気づいても、取りに帰らない。
- 5 下校時刻に関しては、原則として5時間授業の日については15時00分、6時間授業の日については16時00分を過ぎて学校に残らない。

第五条（登校・遅刻・欠席・早退）

登校・遅刻・欠席・早退について、次のことを指導し、規則正しい生活習慣をつくる。

- 1 登校時刻は8時00分から8時15分までを目安とし、8時20分の始業まで準備をして過ごす。
- 2 欠席の場合 8時00分頃までに、保護者が学びポケットで欠席の理由を学校に連絡をする。
- 3 遅刻の場合 8時00分頃までに、保護者が学びポケットで遅刻の理由を学校に連絡をする。
- 4 早退の場合 家庭の事情で早退する場合、保護者がその理由、時刻、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）をあらかじめ学校に連絡する。
- 5 途中の外出 原則、登校したら校外には出ない。家庭の事情で外出する場合、保護者がその理由、時刻、外出の方法（送迎する人や手段等）をあらかじめ学校に連絡する。
- 6 無断欠席、無断外出などの場合、担任または担任から依頼を受けた職員が保護者に連絡し、必要な場合には、保護者との連携や児童の個別指導を行う。
- 7 実技の見学 体調不良などの止むを得ない理由により体育等の実技を見学する場合、保護者がその理由、内容をあらかじめ連絡帳等により学校に連絡する。

第六条（服装・身なり・頭髪・持ち物）

一 服装

1 標準服※1（学校行事※2）

標準服は、白のポロシャツ（半袖または長袖）、グレーの半ズボン、吊り紐スカート、制帽と名札を着用する。冬季は、黒、紺、グレーの無地またはワンポイント（名札で隠れる程度の大きさ）までのセーター、カーディガン、ベストを着用する。靴下は白、黒、紺の無地またはワンポイントまでのものとする。運動靴（運動に適したもの、雨天時は除く）

2 普段の服装

普段の服装については、基本は標準服とし、はくもの（ズボンなど）については、男女ともに標準服（グレーの半ズボン・吊り紐スカート）以外の運動に適した動きやすいものを着用することもできる。

3 体育の服装

体育では、学校指定の体操着及び赤白帽子を着用し、安全のため上着の裾はズボンに入れる。冬季は、学校指定の半袖・半ズボンの上に長袖・長ズボンを着用することができる。更に厳寒期はスポーツアンダーウェアで体温調節し、体調管理の為に着替えやタオルを準備する。（スポーツアンダーウェアと下着、肌着の区別をする。）

4 冬季の服装

冬季については、長ズボンを着用してもよい。また、登下校時には防寒着（ジャンパー、手袋、マフラー等）を着用してもよいが、校舎内・体育館では原則として着用しない。またフード付きの防寒着については、安全上フードをかぶらない。

※1 標準服とは、入学式・卒業式・始業式・終業式などの学校行事や中学校受験などの場にも対応できる服装とする。

※2 学校行事とは、入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式・学習発表会とする。

※3 気候や体調に合わせて、柔軟に対応する。

二 身なり・持ち物

- 1 名札は、学校指定の物を購入し着用する。
- 2 ハンカチ・ティッシュを携帯する。
- 3 上履き、下履き等、靴のかかとは踏まない。
- 4 体育館では、体育館シューズを着用する。

三 頭髪

- 1 頭髪は健康上、目にかかる長さにするか、ピンなどで留める。頭髪の染色・脱色・整髪料については、禁止する。
- 2 髪をくくるゴムやピンは、派手でないもの（黒・紺・茶）とする。

四 持ち物

- 1 持ち物には、必ず記名し、学校に関係ないものは原則持ち込まない。

- 2 化粧・装飾・装身具など学習に不要なものについては、これを身に着けない。
例として、口紅（色つきリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類、マニキュア等の爪や皮膚への装飾、指輪、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具、眉毛の加工等。（カイロは出さないで使用しても良い。）
- 3 筆記用具は、5～6本の鉛筆を毎日自宅で削ってくる。赤鉛筆やマーカー等については、学年ごとに4月に示される決まりに従う。シャープペンシルの使用は禁止。消しゴム・定規・鉛筆キャップ等は学習以外の用途の無いものを使用する。学校が学習に適さないと判断したものは、学校に持つてこない。
- 4 学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。例として、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品、カード類、デジタルカメラ、危険物、携帯電話や通信機器（許可を得たものは除く）
- 5 持参した場合、一旦預かり個別指導の後、放課後返却する。場合によっては、別途保護者に指導した内容を伝え、保護者に直接返却する。
- 6 水筒（お茶・水に限る）を持ってきても良い。ペットボトルを水筒として利用する場合は、袋などに入れる。衛生上、飲み物の交換はしない。
- 7 かばんにキーホルダーをつけない。お守り等は、かばんの中に入れる。

第七条（いじめ）

一 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNSを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条より）

- 1 いじめは、人として絶対に許されない行為であり、また「いじめを見てみぬふりをすること」は、いじめることと同等とする。
- 2 いじめの指導にあたっては、いかなる事情があってもいじめられている児童の立場に立って行う。
- 3 いじめの根絶、再発防止にあたっては、細心の注意と児童、保護者、教員との連携を基本とする。
- 4 いじめの発見、対応、再発防止の取り組みについては、いじめ問題対策委員会等学校内外の様々な機関と広く連携してこれにあたる。

第八条（校内での遊び）

校内での遊びについて、次のきまりを設ける。

- 1 晴れた時は、できる限り外に出て遊ぶようとする。
- 2 決められた場所で安全に遊び、危険の無いようとする。
- 3 遊具では安全に遊ぶ。（例としてブランコでは二人乗り・立ちこぎはしない）
- 4 トランプ・ウノ・けん玉等学級に備えてある遊び道具を使用してもよいが、時間や場所等のルールを守る。また、同様のものでも教師の許可無く家から持ってくる事はしない。特別活動等で使用する場合は、担任の許可を得て持参し、管理を徹底する。

第九条（その他）

その他、次のきまりを設ける。

- 1 廊下は右側を通り、走らない。

- 2 教室や廊下では、静かに過ごし、暴れたり大声を出したりしない。
- 3 玄関ホールは、委員会活動又は教師が定めた活動および放課後児童クラブの待機にのみ使用する。
- 4 原則としてテラス・ベランダには出ない。
- 5 体調が悪い時や怪我等の時は、緊急の場合を除き担任に知らせ、連絡カードをもらって保健室を利用する。
- 6 他の教室に教職員の許可なく入らない。
- 7 原則として児童は職員室に入りしない。
- 8 児童は互いに尊重しあい、名字に敬称をつけて呼名する。

第三章 指導内容「校外での生活」に関するきまり

第十条（校外での生活）

校外の生活については、社会生活上のきまりを守ることに加え、弥生小学校の児童としてきめられたきまりを守ること。

一 遊び場所、帰宅時刻

- 1 川や池、駐車場など、危険な場所では遊ばない。
- 2 帰宅時刻 夏季(5～9月)17時00分 冬季(10～4月)16時30分までに家に帰り着く。
- 3 児童だけで校区外、市外への外出、外泊はしない。
- 4 児童だけで大型商店、スーパー、ゲームセンターなどに入りしない。
- 5 家の外では、公共のマナーに反する行動をしない。例としてエアガン・ごみを散らかす行為等。

二 自転車の乗り方

自転車に乗る時は、ヘルメットを着用する。傘さし運転、二人乗りはしない。

三 その他、次の事項について禁止する

- 1 法令・法規に違反する行為
- 2 その他、不適切な行為

四 第1項2項について違反した場合、保護者と連携して個別指導を行う。第3項については、警察、教育委員会などの関連機関との連携を行ったうえで、出席停止を含む懲戒の措置を検討するとともに保護者と連携して再発防止に取り組む。

第四章 生徒指導上の問題に対する指導

第十一条（問題行動への対応・指導）

重大な問題が発生した場合は、特別な指導を行う。

一 指導の目的

児童が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うために、自己を振り返らせ展望をもたせるように指導する。

二 具体的な問題行動

1 法令・法規等に違反する行為

①飲酒・喫煙 ②暴力・威圧・強要行為 ③建造物・器物破損 ④窃盗・万引き・占有離脱物横領 ⑤性に関するもの ⑥薬物乱用等 ⑦交通違反 ⑧深夜徘徊 ⑨刃物等所持 ⑩金品強要 ⑪その他法令・

法規に違反する行為

2 学校の規則等に違反する行為

- ①暴力行為（対教師・児童間・器物破損） ②飲酒・喫煙及び準備行為（購入・所持） ③いじめ ④登校後の無断外出・無断早退 ⑤指導に従わない（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の立ち歩き） ⑥携帯電話等の不要物の無断所持 ⑦不正行為（テスト中の立ち歩き・カンニング等） ⑧家出 ⑨無断アルバイト ⑩授業妨害（対教師、児童間） ⑪その他学校が児童に対して教育上、指導を必要とすると判断した行為

三 指導形態

- ・ 口頭による指導（短時間での指導）
- ・ 別室による反省指導
- ・ 授業観察による反省指導
- ・ 責任を取る形での反省指導
- ・ 教育相談と反省指導を複合した指導
- ・ 保護者来校による授業観察指導
- ・ 学校と保護者による協議及び指導
- ・ 事案の終結 事案や対応についての課題調整を行うとともに、今後の生徒指導上の課題を明確にした段階で終結とする。
- ・ 重大な問題とまではいえない事案の場合は、上記の取り組みに準ずる。単独で判断せず学年主任、生徒指導主事との報告、連絡、相談を前提とする。

四 器物損壊

- ・学校にある器物を損壊した場合は、基本的に保護者が現状復帰の責任を負う。

第五章 その他

第十二条（教育相談）

教育相談は、児童のもつ悩みや困難の解決を指導・援助し、社会生活に適応させ、より良い人格の形成を目指すこと及び学校生活や社会生活への適応上の問題や悩み、不安に対する指導・援助を行うものである。

第十三条（本規定の周知）

児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などの直接説明を行う。また、学校便りやホームページでの公開を行う等、周知を図る。

附則

この規定は、平成30年4月1日告知する。

この規定は、平成30年4月1日より施行する。

平成31年4月1日改定

令和3年4月1日改定

令和5年4月1日改定

令和7年4月1日改定